

## 9-1) 監理技術者資格者証および講習

令和7年4月1日以降 更新

元請業者が当該工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で「**監理技術者資格者証**」の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者の中から選任しなければなりません。(建設業法第26条第5項)

資格者証が必要となる工事(下表 )

建設業の許可区分	技術者の専任制	下請契約金額の総額	技術者の配置	資格者証の必要性
特定建設業	公共性のある工作物に関する重要な工事で4,500万円以上(建築一式工事の場合は9,000万円以上)	5,000万円以上(建築一式工事の場合は8,000万円以上)	監理技術者	必要
		5,000万円未満(建築一式工事の場合は8,000万円未満)	主任技術者	不要

選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりません。(建設業法第26条第6項)

氏名	年 月 日 生 年 月 日 生 年 月 日 生	
住所	〒 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	
写 真	初回交付	年 月 日 交付
	交付番号	第 〇〇〇 号
	監理技術者資格者証 平成 年 月 日 まで有効	
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者		印
有する資格	建設業の種別	
有・無	有・無	

監理技術者講習修了履歴	修了証番号: 第 〇〇〇 号 修了年月日: 〇〇年 〇月 〇日
	氏名: 〇〇〇 〇〇〇 生年月日: 〇〇年 〇月 〇日
講習実施機関名:	印
資格者証備考	

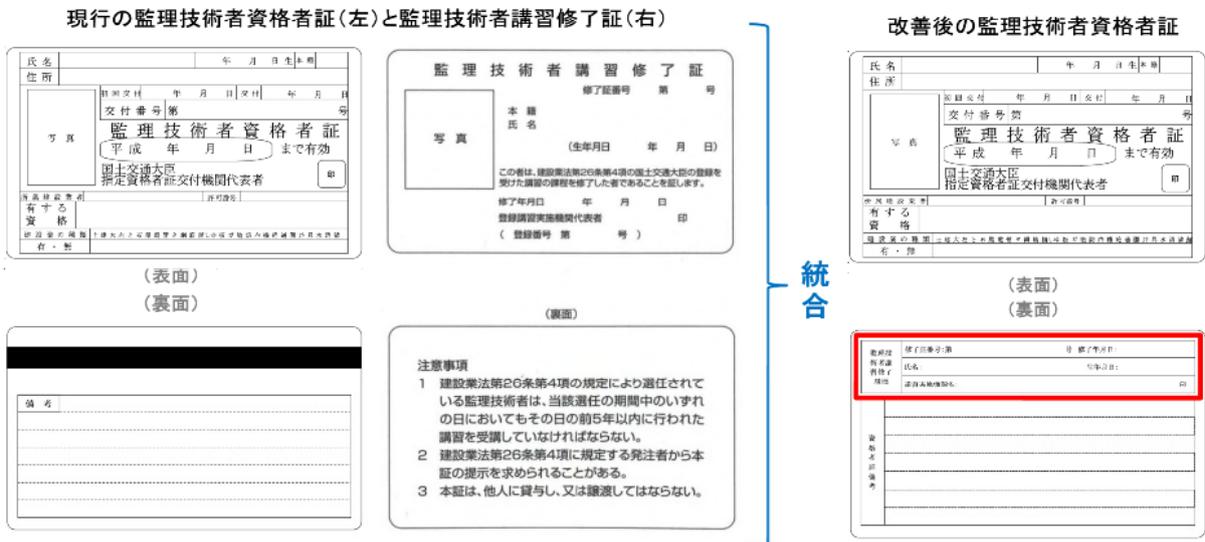
※講習修了者がラベルを貼る又は建設業技術者センターで修了情報を確認出来た場合は印字

※よくわかる建設業法(2025.2版 国交省九州地方整備局)

<https://www.gsr.mlit.go.jp/n-park/construction/pdf/2502yokuwakarukensetugyoho.pdf>

監理技術者資格者証と監理技術者講習終了証の統合について（H28年6月1日以降）

● 平成28年6月1日より、監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴を貼り付けることにより1枚に統合。

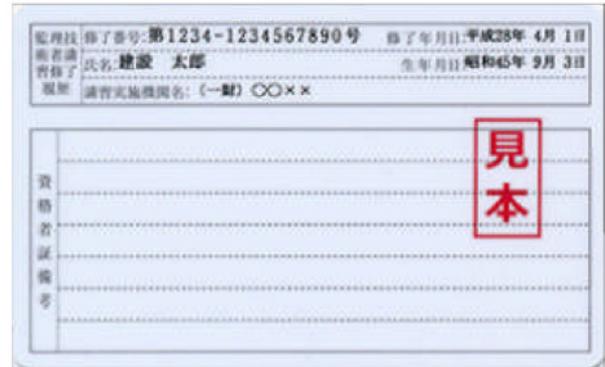


(見本)

平成28年6月1日以降



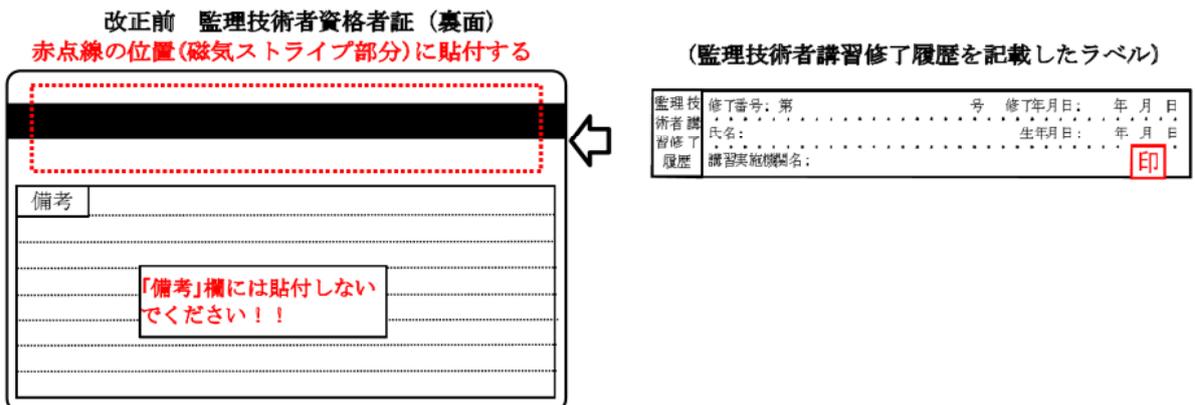
(おもて)



(うら)

改正前の監理技術者資格者証をお持ちの方が監理技術者講習を修了された場合

下図のような改正前の監理技術者資格者証をお持ちの方は、裏面の磁気ストライプ部分(備考欄の上)へ「監理技術者講習修了履歴を記載したラベル」を貼付することとなります。



# 17-1) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

排出業者が伝票を

10桁で、シリアル番号

伝票交付担当者

処分先の自治体が県外廃棄物の事前協

排出業者が必要に際し、伝票管理

排出年月日 年 月 日

交付番号 03223396271

産業廃棄物管理票 (単位: t, kg, m, ℓ)

産業廃棄物の種類	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産廃	数量	形状	荷姿
01 コンクリートから		07 混合 (安定型のみ)		11 建設汚泥		21 廃石綿等		1 固形状	1 バラ
02 アスコンから				12 紙くず				2 泥状	2 コテナ
03 その他がれき類				13 木くず				3 液状	3 ドラム缶
04 ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず				4 袋	4 袋
05 廃プラスチック類				15 廃石膏ボード					
06 金属くず				16 混合 (管理型含む)					
					総重量又は総容量				

中間処理業者 (処分委託者) の氏名又は名称  
最終処分 (埋立処分、再生等) の所在地/名称

1 帳簿記載のとおり 2 当備記載のとおり

排出業者保存用

中間処理業者が排出事業者として交付する場合は記載する (二次マニフェストの場合)

該当するものに

中間処理業者が排出事業者として交付する場合は記載する (二次マニフェストの場合)

該当する処分方法に○印を付ける該項目が無い

取扱上注意を要するものについてはその特性や注意事項、工事種別、その他連絡事項についてはその内容を

有価物捨集が行われる場合には「有」に○印を付け、実績数量は収集運搬事業者 (1) 又は (2) (積替え・保管を行った者) がそれぞれ記入する

部分は記入不要の項目です

排出業者 (A) 建設系産業廃棄物マニフェスト (A)

整理番号

手前協議番号/年月日等

照会・確認日

検査印又はサイン (B1票) 検査印又はサイン (D票) 検査印又はサイン (E票)

検査印又はサイン (B2票) 検査印又はサイン (D票) 検査印又はサイン (E票)

混合廃棄物の場合は、「混合」の番号に○印を付け、数量を記入するとともに、含まれる品目の番号にも○印を付ける (個別の数量記載は不要)

収集運搬 (使用する)

収集運搬に使用する車両

積替え・保管の有無

運搬担当者の受領確認 運搬担当者が廃棄物の受領時に署名します

マニフェスト 記載例

92





# 再生資源利用(促進)計画様式 現場揭示様式 記入時の注意事項と機能について

1/1

令和4年度  
国土交通省

再生資源利用(促進)計画様式 現場揭示様式記入時の注意事項と付与している機能について説明します。

**1 工事 1 ファイルの作成が必要です。複数工事を記入することはできません。**

## 【注意事項】

### 1. 記載内容について

記載内容は、基本的にシート1~5枚目の「様式1・イ 再生資源利用計画書」及び「様式2・ロ 再生資源利用促進計画書」で記載された内容が転記されます。

ただし「発注者の商号、名称又は氏名」欄については手入力で記載をお願いいたします。

再生資源利用計画書 -現場揭示用-

1 工事概要

発注者の商号、名称又は氏名	
---------------	--

### 2. 背景の色について

 赤色・・・記入必須の項目  
赤色が残らないよう作成してください。

### 3. 出力(印刷)について

出力(印刷)の際にはシート「現場揭示様式」のDN列の「表示」▼をクリックして、「(空白セル)」のチェックを外し、出力をお願いいたします。

再生資源利用計画書 -現場揭示用-

発注者の商号、名称又は氏名		DN	表示	印刷
---------------	--	----	----	----

表示

- 昇順(S)
- 降順(D)
- 白で並べ替え(I)
- "表示" からフィルターモックアップ(C)
- 白フィルター(L)
- テキストフィルター(F)

検索

(すべて選択)

表示

(空白セル)

OK キャンセル

※国土交通省 リサイクル

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)



再生資源利用促進計画書 一現場揭示用一

1. 工事概要		法人番号		令和 年 月 日	
発注者の商号、名称又は氏名		理事長 会社名		作成・更新年月日 令和 年 月 日	
		会社所在地		工事責任者	
		TEL		工期	
				令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	

工事名	工事施工場所
-----	--------

建設副産物の種類	現場内利用		現場外搬出について		再生資源利用促進率(%) ④
	①発生量 (粗砕等) →②→③ 小数量第三位まで	②利用量 →④ 小数量第三位まで	搬出先名称	搬出先場所住所	
コンクリート塊	搬出先1				
	搬出先2				
	搬出先3				
	搬出先4				
	搬出先5				
	搬出先6				
	搬出先7				
	搬出先8				
	搬出先9				
	搬出先10				
アスファルトコンクリート塊	搬出先1				
	搬出先2				
	搬出先3				
	搬出先4				
	搬出先5				
	搬出先6				
	搬出先7				
	搬出先8				
	搬出先9				
	搬出先10				
第一種建設副産物	搬出先1				
	搬出先2				
	搬出先3				
	搬出先4				
	搬出先5				
	搬出先6				
	搬出先7				
	搬出先8				
	搬出先9				
	搬出先10				
第二種建設副産物	搬出先1				
	搬出先2				
	搬出先3				
	搬出先4				
	搬出先5				
	搬出先6				
	搬出先7				
	搬出先8				
	搬出先9				
	搬出先10				



## 18-1) 指定建設機械

### 「排出ガス対策型建設機械」の標識

可搬式建設機械の表示



車両系建設機械の表示



トンネル工事に用建設機械の表示



### 【特定特殊自動車排出ガスの規制に関する法律（オフロード法）基準適合表示】

オフロード法と指定制度の両方にかかる建設機械は、オフロード法による表示のみが表示されるのでこのラベルを確認すること。

#### 基準適合表示



#### 少数特例表示

（生産台数が年間30台以下かつ総生産台数が100台以下の機械に適用）



### 「低騒音型建設機械」の標識



### 「低振動型建設機械」の標識



#### 備考

1. 色彩は地を青色、文字を黄色、その他の部分を白色とする。
2. 外円の直径は80mm以上とする。
3. 平成9年10月1日より、標識に記載された数字が「'89」であるものは、低騒音（超低騒音型）建設機械とはみなされなくなりました。

#### 備考

1. 色彩は地を緑色、文字を黄色、その他の部分を白色とする。
2. 外円の直径は80mm以上とする。

【「施工プロセス」のチェックリスト】の手引き

初版	平成21年4月1日	発行
改訂1	平成22年4月1日	発行
改訂2	平成24年4月1日	発行
改訂3	平成25年4月1日	発行
改訂4	平成26年4月1日	発行
改訂5	平成27年4月1日	発行
改訂6	平成30年4月1日	発行
改訂7	平成31年4月1日	発行
改訂8	令和 2年4月1日	発行
改訂9	令和 3年4月1日	発行
改訂10	令和 4年4月1日	発行
改訂11	令和 5年4月1日	発行
改訂12	令和 6年4月1日	発行
改訂13	令和 7年4月1日	発行

長崎県土木部建設企画課